

論
考

連邦制問題を目覚めさせた「ヒョウ」 ——西部ナイジェリアで設立された自警団アモテクン考——

The Leopards Which Awakened the Federal Issue:
The Impact of Setting Up Vigilante Groups, “Amotekun”, in Western
Nigeria

島田 周平

SHIMADA, Shuhei

要 約 :

2019年に西部ナイジェリアのヨルバランドの5州で、ヨルバ語でヒョウを意味するアモテクンという自警団が名乗りを上げた。かつて東部ナイジェリアのエフィクやイビビオ社会で活躍した秘密結社エクペ（ヒョウを意味する）に倣ったかのようであった。

西部5州の知事たちは、アモテクン設立にあたり北部から来たフラニ牧畜民による農民襲撃を最大の理由とした。ヨルバランドからフラニ牧畜民を排斥するという地域主義的運動に展開しかねない危険性を感じ取った連邦政府は、連邦警察以外に警察権を行使できる組織はあり得ないとする法律的理由からその設立に待ったをかけた。

州知事が指揮権を持つアモテクンは、かつて東部の森のなかで活躍した秘密結社のヒョウではなく、連邦政府の警察権を脅かす存在として認識されることになったのである。

キーワード：ナイジェリア アモテクン 自警団 牧畜民問題 ヒョウ

はじめに

かつて東部ナイジェリアのエフィクやイビビオの社会に、現地語でヒョウを意味するエクペ (Ekpe) と呼ばれる秘密結社があった。それは祖先の霊を祀るばかりでなく、呪力や宗教的儀式をとおして社会の秩序を保つ重要な役割を担っていた。植民地化以前の地域社会における自警団である。そのような自警団の研究で有名なプラッテンは、自警団が地域の治安を守る秘密結社という存在の枠を超え、地方や国の政治ばかりかグローバルな政治的動きとも連動する組織へと変貌し、しぶとく現代にも生き残っていると述べている [Pratten 2010, 118-119]。

それを体現するかのように 2019 年西部ナイジェリアで、ヨルバ語でヒョウを意味するアモテクン (Amotekun) という自警団が名乗りを上げた。ヨルバ人が多数を占めヨルバランドと呼ばれる西部 5 州の知事たちが設立に動いたのである。知事たちは、北部から来た牧畜民による農民襲撃、いわゆる「牧畜民問題」をアモテクン設立の最大理由とした。住民の安全が危機に晒されているのに警察の対応が十分ではない今、州政府が自力で住民の安全を守る必要があるというわけである。

本論ではアモテクン設立について考えていくが、その前に、その設立の原因とされた「牧畜民問題」についてまず見ておきたい。そのうえで、アモテクン設立が「牧畜民問題」を超えナイジェリアの連邦制に関わる問題に抵触することになった経緯について考えてみたい。

1. 「牧畜民問題」

西部ナイジェリアの知事たちが治安悪化の最大の原因とした「牧畜民問題」は、どのような経緯で深刻さを増してきたのであろうか。「牧畜民問題」と言えば、牧畜民による農民襲撃を想起しやすいが、ここでは農民が牧畜民を襲う場合も含め、牧畜民と農民との衝突として捉えることとしたい。

ある商業情報機関が発表した牧畜民と農民との衝突に関する報告では、2011 年を境に衝突の発生箇所と犠牲者数が急激に増えていることが示されている [SBM 2016]。新聞報道でも 2011 年以降の襲撃報道は確かに増えてきていた。この 2011 年をもって衝突の質的变化もみられると断定することはできないのであるが、まず 2010 年以前の衝突からその内容をみておきたい。

(1) 2010 年以前の農民と牧畜民の衝突

2010 年以前の衝突はカドナ州南部とボコハラムが活動している東北部の諸州に集中し、それ以外では西部オヨ州とラゴス州の数カ所で散発的に発生していたにすぎなかった。

2010 年以前で最大の衝突事件は、2000 年のカドナ州南部で起きたシャリア法導入¹をめぐるイ

¹ 2000 年 1 月に北部のザンファラ州でシャリア法の厳格施行が実行に移され、その後 2005 年までに北部の 12 州で同様の決定がなされた [島田 2019b, 233-234]。



スラーム教徒とキリスト教徒の衝突である。それに次ぐ大きな衝突は2002年にベヌエ州で起きた地元の農民タロク人（Tarok）とハウサ・フラニ牧畜民との衝突であった。教会焼き討ちに端を発するキリスト教徒である農民とイスラーム教徒である牧畜民とのあいだの典型的な衝突であった（地名については図1参照）。

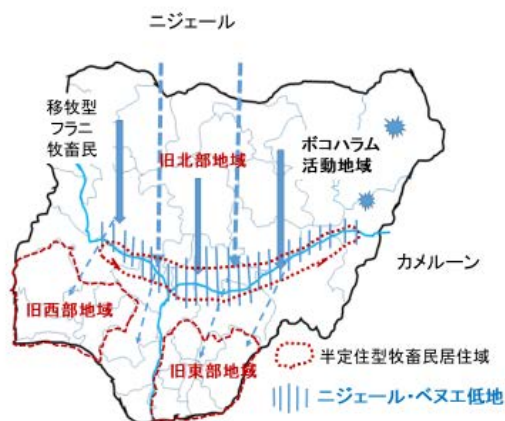
図1 主要地名



(出所) 筆者作成。

ところで牧畜民と言っても、アデバヨ [Adebayo 1990, 191] が明らかにしているように、移牧型牧畜民（Fulbe na'i）と半定住型の牧畜民（Fulbe wuro）を分けてみる必要がある。移牧型の牧畜民は、北部ナイジェリアを南北に長距離移動する [Fricke 1979]。1年を5季に分け、12月から2月のハマターンが吹く乾季には南へ大移動する。その行き先はニジェール川とベヌエ川の広大な河岸低地（ニジェール・ベヌエ低地）やさらにその南の旧西部地域や旧東部地域にまで広がっている（図2参照） [Adebayo 1990, 194]。

図2 移牧型牧畜民と半定住型牧畜民の活動領域



(出所) 筆者作成。



一方半定住型牧畜民は、ナイジェリア中央部のカドナ州南部からナサラワ州、ベヌエ州、タラバ州などへと連なるニジェール・ベヌエ低地に多く住み、ローカルな地域内で家畜群を移動させ放牧している [池谷 1993, 370]。数世代にわたりこの地で暮らし、先住民である農民の了解を得て未利用地で放牧を行ってきた。農民に乞われれば刈り跡放牧を行い、家畜が作物被害を出した場合には一定のルールのもと補償交渉を行ってきた。時には裁判に持ち込まれることもあるが多くは話し合いで解決をみえてきた。アケルジール [Akerjiir 2018] は、このような両者の共生関係は 2005 年頃までは何とか保たれてきたと述べている。

2010 年以前の衝突には半定住型牧畜民と農民のあいだで起きたものが多い。プラトー州の州都ジョスで 2001 年 9 月に起きた大虐殺は、農民が牧畜民を襲ったものであった。ジョスの地元民を任じるキリスト教徒のビロム人 (Biom) が、後からこの地に入植してきた半定住型牧畜民 (多くはイスラーム教徒) を襲ったものである [Amnesty International 2018, 7]。

ベヌエ川低地で起きた 2002 年の教会焼き討ち事件も同様である。農民である地元民タロク人が半定住型牧畜民であるフラニ人を襲撃したのが事の始まりであった。先住民だと主張するタロク人は、後からこの地に来た牧畜民は自分たちが許しているかぎりにおいてのみ未利用地にウシを放牧することができるのだと考えている。移牧型牧畜民の流入が増加するにしたがい、タロク人の土地利用権に対する危機意識が高まり移牧型か半定住型かを問わず牧畜民を襲撃することが増えてきたのである²。

これらの事実をみると、衝突の真の原因は土地保有権をめぐる対立にあり、それは結局先住性による対立にあることがわかる³。農民は、村の周囲に広がる「未利用地」は無主地ではなく、先住者である自分たちが保有権を持っていると考え、一方牧畜民は、これまで何の支障もなく利用してきた放牧地は無主地であると考えている⁴。

未利用地が豊富に存在していた時代には衝突もローカルなレベルで収められてきた。しかし多くの研究者が指摘するように、人口増加による耕地拡大と砂漠化の進行によるサヘル地域からの移牧型牧畜民の流入増加は、「未利用地」を減少させてきた。半定住型牧畜民と農民のあいだの衝突の増加と先住性問題の先鋭化には、このような人口学的・自然環境学レベルでの環境変化も影響していると言えよう [Okoli and Atelhe 2014]。

(2) 2011 年以降の「牧畜民問題」の深刻化

2011 年以降の農民と牧畜民との衝突はそれ以前に起きた先住性をめぐる衝突を引き継いだものが多かったが、発生地域は南の各地に広がりとりわけニジェール・ベヌエ低地で発生件数も犠牲者数も急増した。

プラトー州で 2001 年に始まった牧畜民と農民の衝突は報復の応酬となり 2018 年まで続いた

² 襲撃が頻発した 2002 年から 2004 年のあいだ、フラニ牧畜民が所有する 120 万頭の家畜のうち 50 万頭がタロク人に奪われたと言われている。

³ 望月 [2006, 96] は、ナイジェリア南西部の都市イレ・イフェでの住民間対立の分析を行い、地域の資源の所有権や用益権さらには政治的支配権の淵源となる先住性 (indigence) の重要性を明らかにしている。

⁴ ナイジェリアでは土地に対する権利が重層的に存在し、ひとつの主体に所有権の帰属を認めることが難しいとの議論が多い [Berry 2001]。メタ他も、アフリカにおける資源に対する権利の重層性・錯綜性の認識の重要性について指摘している [Mehta, Leach and Scoones 2001]。



[Dickson et al. 2019]。衝突が激化するなか、フラニ遊牧民を装い夜陰に乗じて農民を襲う集団や、農民を装い牧畜民の家畜を奪う若者集団が現れるなど、真の襲撃者が誰なのかも定かではないほど地域の治安は悪化してきた。襲撃された農民側からは、襲撃者のなかに武装した軍服姿の者がいたとの証言も出はじめ、兵士が、フラニ牧畜民の暴力を黙認するだけでなく彼ら自身も悪行を働いているとする批判も高まっていた [Majekodunmi et al. 2014]。

2011 年以降、移牧型のフラニ牧畜民が半定住型牧畜民や農民と衝突するケースも増えてきた。移牧型フラニ牧畜民にはナイジェリア人牧畜民とニジェールなどの国外から来た牧畜民とがいるが、2011 年以降増えはじめた外国人牧畜民のなかには、ナイジェリア国内の移動ルートに関する情報が乏しいうえに北部ナイジェリアの共通語のひとつであるハウサ語を話せない者が少なからずいたため、衝突が増える傾向にあった。

外国人牧畜民が保持する銃が国内の牧畜民が持っているものとは違い殺傷力の強いものであるという点も農民たちの不安を煽った。ニジェール、カメルーン、中央アフリカなどの周辺国に逃れていたボコハラムの一部がフラニ牧畜民を装って国内に戻ってきているのではないかという新聞報道もあり、人々の恐怖はさらに高まった。

(3) 政府の放牧地対策

では放牧地問題に対する政府の対応はどのようなものだったのであろう。簡潔に言えば、独立(1960 年)後の政府が放牧地問題に真正面に取り組んだことはなかった。

独立直前の 1954 年の放牧地保護計画や 1965 年の放牧地保護法制定によって確保された土地はわずかであったし [Iro n.d.]、1970 年代のオイルブーム期でも、河川流域開発公社 (River Basin Authority) の設立とその公社のもとで進められた灌漑畑の整備に比べ、放牧地確保に支出された予算は少なかった。1976 年に開始された放牧地の画定事業で確定された土地は 1980 年時点で目標の 11% (230 万ヘクタール) にすぎず、牧畜民の期待に応えうるものではなかった。さらに 1992 年に開始された放牧地保護開発では、実際に登記された土地は 60 万ヘクタールであり予定の 2800 万ヘクタールには遠く及ばなかった [Iro n.d.]。放牧地の確保が思うように進まないうえに、道路建設や灌漑地建設のために家畜移動のルートの変更を強いられた移牧型フラニ牧畜民たちの不満は募る一方だった。

1999 年の民政移管で、軍政時代 (1983-1999 年⁵) に押さえこまれていたその不満が一気に噴き出した。大統領選挙が実施されるようになると、大統領候補者は必ずミイエッティ・アラ一家畜飼育協会 (Miyetti Allah Cattle Breeders Association of Nigeria: 以降ミイエッティとする) の本部を訪れ、放牧地の拡大と家畜移動ルートの確保に努めることを約束した [Iro n.d.]。選挙後にそれらが改善されることは少なかったのだが、牧畜民たちは自分たちの政治的発言力を自覚するようになった。

(4) 国定放牧地保護法 (National Grazing Reserve Bill)

2015 年に北部出身のブハリ (全進歩者会議 All Progressives Congress: APC) が政権の座に就いた。

⁵ 1993 年の数カ月間民主政権があったが実質的には軍部が政権をコントロールしていた。



北部出身大統領は、2010年に任期途中で死亡したヤラドゥア以来のことである。ブハリはミイエツティの支援者で、自らも270頭（大統領就任時の2015年）ものウシを所有するフラニ人である [Good Governance Africa 2018]。当選した翌年の4月に、積年の放牧地問題に取り組むべく、国定放牧地保護法（National Grazing Reserve Bill）の検討委員会設置を上院に提案した [Fani-Kayode 2016]。これは、2008年の国定放牧地保護（設置・開発）法（National Grazing Reserve Establishment & Development Bill 2008）を修正した法律で、ヤラドゥア大統領時代にも提案されたが可決されなかったものである。大統領直属の国定放牧地保護評議会を設置し、いかなる土地であれ土地を（有償で）収用することができる権限をその議長に与えるという法律であった。この法律が成立すれば、すべての州で放牧地保護区の設定が可能となる [Anaba et al. 2016]。

南部の人々はこの法律に激しく反対し、州議会の議員たちも直ちに反対運動に立ちあがった [Fani-Kayode 2016]。2017年5月、ベヌエ州議会が放牧地反対法（Anti-open Grazing Law）を可決し、この後カドナ州、ザンファラ州、タラバ州議会が続いた。さらに南部のエキティ州でも同様の反対法案が採択された [Gabriel and Josheph 2019, 5]。

ここで注目すべきことは、反対法案を可決したのは牧畜民と農民の衝突が激しかった州の議会だということである。これらの州には半定住型牧畜民が多く住んでいるが、北部から来る移牧型牧畜民のために放牧地保護区を作ることは彼らにとっても受け入れがたいことだったのである。反対法は、州政府の許可なく連邦政府が一方的に州内に放牧地保護区を設定することを不可能にするものであり、地元民（農民はもとより半定住型牧畜民も含む）のために州内の土地を守るという州政府の意思を表明したものである。

これらの州では、衝突の対立軸は牧畜民と農民のあいだというより移牧型牧畜民と地元民（農民と半定住型牧畜民を含む）とのあいだにあったと言える。新聞紙上で単に牧畜民と言わずに「フラニ牧畜民」と書くことが一般化したのは、移牧型牧畜民をフラニ牧畜民と表現することで、半定住型牧畜民との区別を明確にする意図があったと思われる。

2. 自警団アモテクン誕生の経緯

第1節では「牧畜民問題」が「フラニ牧畜民による農民襲撃」問題に収斂されてきた過程を見てきた。ここではそのフラニ牧畜民の襲撃に対処するためとして西部ナイジェリアで誕生した自警団アモテクン設立の経緯を見ていきたい。

(1) ナイジェリアの自警団

ナイジェリアの自警団は長い歴史を持っている。植民地以前から、東部ナイジェリアの分節社会において自警活動が盛んなことはヨーロッパにも良く知られていた。たとえば東部ナイジェリア最大の民族集団であるイボ社会は政治的集権制が弱く、村レベルの政治は、村長、リネージの長、秘密結社（自警団）の代表、長老たちによる合議で決められていた [Falola 2005, 161]。そしてその決定を執行する組織として成人男性のみで構成されるエクペやアカン等と呼ばれる自警団



(秘密結社)があった。村会議には、祖先や神々も参加しているものと考えられており、議論が膠着状態に陥った時には、神託や神判などをとおして祖先や神々にお伺いが立てられた [Falola 2005, 162-163]。祖先や神々の意志に従わない者は社会の厳しい制裁を受けることになる。それを執行するのが「ヒョウ」の名を持つエクペや年齢集団であった。これらの組織は地域の境界線の警備や域内の治安維持全般を担う秘密警察のような組織であった [Falola 2005, 288]。

動物のヒョウは日中森の奥に潜み闇夜に村に近づき家畜を襲い、時に人を襲うこともある。しかし森のなかには動物のヒョウ以外の「ヒョウ」が潜んでいることもあったのである。ヒョウのものかと思われる爪痕を残した遺体が森のなかで発見されたとしても、それは必ずしも本物のヒョウの仕業ばかりとは限らないことを人々は知っていた⁶。

植民地時代になると、各地にあった自警団は植民地政府の監視下に置かれるようになった [Basiru and Osunkoya 2019, 185]。自警団のメンバー表の保管、自衛目的以外の武器使用や制服着用の禁止等を政府から求められ、拘束した「犯罪者」の身柄は直ちに警察へ引き渡さなくてはならないと命令された。植民地警察の補助的外部組織と位置づけられたことになる。

独立直前の 1954 年に総選挙が行われ独立後の政権の座をめぐる政治運動が盛んになると、政治家や政党が私兵のような自称自警団を結成することが増えた。これらの自警団は独立後も存続し、選挙のたびに不正を行う「政治的悪徒 (political thug)」となった。しかしビアフラ内戦 (1967 年から 1970 年) 時代とその後約 10 年間続いた軍事政権は、これらの政治的悪徒を抑圧したため、その活動の勢いは一時衰えた。

オイルブームが到来した 1970 年代末に武装強盗が頻発するようになると、自然発生的に自警組織が各地に登場してきた。一部は伝統的な隣組自警団であったが、個人や会社を守る保障会社のような新しい形の自警団も増えてきた。

1980 年代に入ると、警察活動を支える外部組織として、政府が自警団を認知する動きが出てきた。アニニという暴力団が跋扈したベニン・シティーでは、1986 年、ベニン州政府自らが警察とは別個の地域自警団を組織した [Pratten 2008, 2]。この後連邦政府は、警察組織を補助する外郭団体としての自警団を正式に認めるようになり、これを受けて 1987 年、西部ナイジェリアのオヨ州軍政長官は地域開発委員会令 (Mobilization Community Development Committee Edict) を制定し、このなかで自警団を警察の外部組織として正式に認知した⁷。

1990 年代に入ると特定の目的を達成する自警団も新たに誕生してきた。たとえば、1998 年末にナイジェリア屈指の製造業都市アバ (Aba) の市場のバカッシ地区で誕生したバカッシ・ボーイズ (Bakassi boys) を挙げることができる。バカッシ地区に集積する靴製造業者が、市場に蔓延る 8 つの暴力団に対抗して自らの商売を守るために作った自警団で、治安維持という明確な目的を持ち、暴力団の脅かしにもひるまず、市場の治安を乱す者は容赦なく殺害した [Meagher 2007, 97]。そればかりか自らも身を律し、不正に走るメンバーを厳正に粛正した。その行為の残虐さを嫌う人もいたが、彼らの厳正さが多くの人々の共感を呼び、その名声は全国に広まった⁸。

⁶ ヒョウやバブーンの仕業に見せかけた呪術的殺人は 1940 年代までアフリカ各地で見られたという [Pratten 2007, 1-20]。

⁷ 1999 年以降に叢生してきた自警団に法的根拠を与えたといわれているのがこの法律である [Pratten 2008, 186]。

⁸ 何人かの州知事が、合目的で規律の高いこの集団を州の治安維持部隊に取り込もうとしたがこの集団は拒否を



目的や規模は多様化したが、増え続ける武装強盗や暴力に対処する手段として自警団は軍事政権のもとでもしぶとく生き続けてきたのである。

(2) 2000年以降の自警団の族生

1999年に民政が復活すると、政治家や政党の私兵のような自称自警団に加え、牧畜民による襲撃事件が発生した地域では住民の安全を守る自警団が族生してきた。

牧畜民による襲撃に遭った人々を突き動かしたのは、地域の安全を守る警察力が十分でないという不安感を超えて警察そのものが信用できないという不信感であった。警察が牧畜民の犯罪を黙認するばかりか襲撃を唆してさえいるのではないかという怒りすらあった。

2016年から2018年にかけて牧畜民の襲撃により多数の死者を出した州で、アムネ스티・インターナショナルが行った調査⁹によれば、警察や軍が、事前に情報を知りながら何も手を打たなかった例や、襲撃が目の前で起きているにもかかわらずそれを阻止する行動にでることを拒否した例などの報告がある¹⁰。

襲撃された側から見ると、政府が意図的に無法状態を作っていると感じられる状況であり、自分たちの安全は自分たちで守るしかないという危機意識を抱かせることになった。この状況は、「(連邦政府指揮下の)警察官が牧畜民による襲撃を黙認」しているという批判を生み、やがてそれは「ブハリ政府は(フラニ)牧畜民に免責(immunity)を与えている」という言説へと変化していった。

2011年以降の紛争のなかで襲撃者が牧畜民一般ではなく「フラニ牧畜民」と特定されることが増えた背景には、移牧型牧畜民を半定住型牧畜民から区別して危険視する意図があったことは先に述べた。しかしそれとは別に、襲撃者を「フラニ牧畜民」と限定することで、彼らの蛮行に免責を与えているのがフラニ人のブハリ大統領だとする言説への誘導の意図もうかがえる。こうなると「フラニ牧畜民」問題は、地域の安全保障問題を超えて反ブハリ政権運動に向かうことになりかねない。

(3) アモテクンの誕生と連邦政府の反応

「牧畜民問題」がニジェール・ベヌエ低地からその南の南部諸州に広がる様相を呈し始めると、「フラニ牧畜民による農民襲撃を政府が容認している」という言説はより真実味を帯びてくるようになり、南部の人々は、地域の治安維持の必要性を州政府に訴えはじめた。このようななかで2019年2月23日に大統領選挙が実施され、ブハリ大統領が再選されたのである〔島田 2019a; 玉井 2019〕。ヨルバランドにおけるフラニ牧畜民に対する警戒心はいつそう高まることになった。

この危機感を受け、2019年6月にヨルバランドの5州(オグン、オヨ、オンド、オスン、エキティ)の知事たちがオヨ州の州都イバダンでサミットを開催し、地域の治安悪化に対応するためとして「アモテクン作戦(Operation Amotekun)」を導入すると宣言した〔Ojelu 2020〕。その直後の

貫いた。そのことが関係しているかどうかはわからないが、指導者らが暗殺され、その後組織は崩壊にむかった。

⁹ アダマワ州、ベヌエ州、カドナ州、タラバ州、ザンファラ州で総計262人の人から聞き取り調査を行った。

¹⁰ 兵士のなかには、農民が武器を持っているかどうかを調べるとして家に押し入り、彼らを殴り家に火を放つ者もいたという。アダマワ州の5つの村では爆破まで行ったという〔Amnesty International 2018, 7〕。



7月にオンド州の州都アクレで、汎ヨルバ社会文化組織であるアフエニフェレ (Afenifere) の会長の娘がフラニ牧畜民により殺害されるという事件が起き [Daily News 2019; Oraetoka 2020]、ヨルバ人のフラニ牧畜民排斥運動に拍車がかかることになった。アフエニフェレは、汎ヨルバ政治社会団体であるオドゥア人民会議 (Oodua Peoples Congress: OPC) と密接な関係をもつ民族主義的文化団体であり、排斥運動を実行したことがある組織である。

2020年1月に、ヨルバランドの5州に新たにラゴス州を加えた西部ナイジェリア6州の知事が一堂に会し、地域の安全確保のための組織アモテクンを発足させ、誘拐や武装強盗犯の取り締まり、さらには牧畜民と農民との衝突問題に取り組むことを発表した [Ojelu 2020]。本部はイバダに置き、各州が数十台の車を準備するものとされた。そしてすぐに真っ赤な車体に白字で大きく AMOTEKUN と書かれた車が勢揃いする様子がテレビのニュースや SNS で流された。

しかしこの発表の直後、連邦警察庁長官は、アモテクンは法的に問題があるとの見解を述べた。法務大臣も、警察を補助する警備隊 (anti-crime outfits) にすぎないにもかかわらず、犯罪者を取り締まることができるとするアモテクンは違法であると述べた [Soni et al. 2020]。

これに対し、アフエニフェレや世界ヨルバ会議 (World Yoruba Congress) の指導者らは、プハリ政権の地域警察活動に対する対応はダブルスタンダードであると直ちに反論した。北部ナイジェリアにはヒスバ (Hisba) という別名「宗教警察」と呼ばれる組織があり政府は公認している。この組織は、良きイスラーム教徒であるための行動規範を示し悪行を働かないよう指導する権利を与えられており、場合によってはシャリア裁判所に起訴する権限も持っている。州によってはその活動が法律で認められており予算の支出さえ行われている [Nigeria Stability and Reconciliation Programme 2016]。さらにボコハラム掃討作戦を実施している北東部のボルノ州やヨベ州では合同作戦隊 (Joint Task Force: JTF) という自警組織が政府指導で作られ、資金的援助はもちろん武器も支給されている。「警察以外の治安維持組織」を北部では認めておきながら西部のアモテクンを認めないというのは一貫性に欠けるといえる [Johnson, Akinrefon, Dutu et al. 2020]。

ヨルバ社会の強い反発を受けた連邦政府は直ちに反応し、同1月末に、ヨルバ人で西部出身の副大統領オシンバジョが、西部の州知事、連邦検察庁長官、警察庁長官らを召集しアブジャで会議を開催した。この会議で連邦政府側は、ナイジェリアには連邦警察以外の警察組織は存在しない [室井 2015, 3] という憲法の規定を遵守することを州政府側に強く求め、アモテクンの活動が政府の地方警備戦略 (Community Policing Strategy) のもと警察と密接に協力したものでなくてはならないとする見解を示した。すでに設立されたアモテクンの解体は求めないものの、関連する法律の整備が整った後でなければその活動は開始できないものとした [Soni et al. 2020]。

(4) ヨルバ諸州の対応

地方警察戦略との密接な協力を求められた西部ナイジェリア6州の政府は、組織名をアモテクンから「西部ナイジェリア安全ネットワーク」 (Western Nigeria Security Network: WNSN) に変更した。アモテクン設立を高らかに謳った時に真っ赤な車体を飾った AMOTEKUN の白文字は消され、かわりに新組織名の頭文字をとった WNSN が車体にプリントされた。しかしアモテクンは通称名として残り新聞報道でもアモテクンが使われることが多い。



当初アモテクン設置法は2月14日までにすべての州議会で可決されることになっていたが、期限内に実現したのはエキティ州のみであった [Vanguard 2020]。WNSN の役員の任命、隊員のリクルートも遅れた [Johnson, Akinrefon, Abubakar et al. 2020]。オスン州で二人の退役軍人が WNSN 評議会会長と WNSN 団長に任命されたのは7月になってからである [Abubakar 2020]。オヨ州の隊員 3000 人の採用計画が発表されたのも7月になってからであった¹¹。

関連法の整備に取り掛かっていた州知事たちの動きが遅くなったのは COVID19 のせいばかりではなかった。警察権の侵害にあたらぬ自警団の行動とはどんなものかという明確な指針が連邦政府から示されていないことが影響していた。州知事たちは連邦政府の指針が明確になる前の WNSN の法制化には二の足を踏むところがあったのであろう。そしてこの心配が杞憂でないことが明らかになった。

8月末になって大統領府は、WNSN を含む全国の地域自警団や警備隊の位置づけを再検討すると発表した。北部の宗教警察ヒスバやボコハラム掃討作戦で活動する合同作戦隊も含むすべての組織を警察の下部に連なる外部組織として正式に位置づけ、警察庁長官の指揮のもとに組み入れることを検討するというものであった [Nnochiri and Onuegbu 2020]。西部州議会在 WNSN の組織化を終えいよいよ活動開始というこのタイミングで、連邦政府が改めて警察権の専権性を持ちだしたのである¹²。

3. 連邦政府がアモテクンを危惧する理由

(1) ナイジェリアの連邦制の特質

ナイジェリアは他のアフリカ諸国にはない連邦制をとっている。その連邦制の特質について述べるには、1900年の植民地支配から述べる必要があるのだが、ここでは1960年の独立以降の地域分離主義的動きに限定して述べておきたい [島田 2019b 参照]。

1960年に独立したナイジェリアにとって最大の政治的課題は、植民地時代の行政単位であった北部、西部、東部の旧3地域 (Region) 間の政治的バランスをどのように保つかという点にあった (図2参照)。イギリスは北部の政党を連邦政府の中心に据えることを画策し、独立はそのシナリオ通りに実現した。しかし3地域¹³がそれぞれ政府と議会を持ち一定の財政基盤も持つという連邦制は、地方政府と連邦政府とのあいだに絶えず緊張を生むばかりか、各地域における分離主義的傾向を助長する危険性をもっていた。

1967年から1970年まで続いたビアフラ内戦はその危険性が現実のものとなったものといえる。

¹¹ 採用計画では、伝統的な自警団員や狩猟ハンターに加えアベコヤ (Abekoya) のメンバーも含むとされた。アベコヤはココア農民組合として徴税反対運動を行った団体であるが、1950年以降はヨルバ地域の政治に大きな影響力を及ぼす組織となった [Ajayi 2020]。

¹² 2020年9月初旬の段階で、アモテクンが無事正式発足できるかどうか危い状況になってきている [Nnochiri and Onuegbu 2020]。

¹³ 1963年に西部地域が二分され、かつてベニン王国があった地域が中西部地域とされ4地域体制になった。中西部地域は西部と東部の緩衝帯として一定の役割を果たしたが、国政レベルでは独自の役割を演じることはなく、実質的に3地域体制は継続した [島田 1992, 150-164]。



東部地域のビアフラ国独立の動きが風雲急を告げるなかで、連邦政府軍は地域体制を廃止しかかりに12州体制に再編した。この時東部地域も3つの州に分割された。ビアフラ軍を打ち破った連邦政府軍は内戦後も軍事政権として残り、州政府の権限を縮小して連邦政府の権限を強めてきた。時々発生する地域分離主義的運動には武力で対応するか、新州の創設で対応してきた。その結果現在は37州（連邦首都地域を含む）体制になり、連邦政府と政治的に渡り合える州政府はなくなっている。

しかし、1999年の民政化以降明らかになってきたことは、3地域時代の政治にみられた地域主義的傾向が現在も残っているということであった。とくに東部地域のイボ人が多数を占める幾つかの州では、2012年に設立されたビアフラ地元民（Indigenous People of Biafra: IPOB）のビアフラ独立運動が勢いを増してきた。これに対し連邦政府は、2017年にIPOBをテロ集団と指定して取り締まりを強化し指導者のカヌを拘束した¹⁴。

IPOBに対する強硬な対応は、かつての3地域体制の亡霊が動き出すことを絶対に許さないというブハリ政権の強い意志を示すものであったが、見方を変えればナイジェリアの連邦制が孕む制度的な脆さを顕わすものでもあったといえる。

(2) ブハリ政権の危機意識を呼び起こしたアモテクン

西部の州知事たちは治安の悪化の第一原因は「フラニ牧畜民による農民襲撃」であるとした。第1節で述べたように、農民を襲撃する牧畜民は「フラニ牧畜民」であるという言説には事実と異なる点がある。それにもかかわらずこの言説がヨルバランドで広く共有されるようになった背景には、ヨルバ人優先主義運動を实践しフラニ人排斥運動を主導したオドゥア人民会議やアフェニフェレなどのヨルバ民族主義団体などの支持があったことも影響している。それを察知したかのように、北部のフラニ牧畜民協会のミエツェティは、アモテクン設立の動きに直ちに反対を表明し、アモテクン設立には自分たちをヨルバランドから排斥しようとする民族主義的・地域主義的意図が隠されていると非難した。

アフェニフェレとミエツェティとのあいだの非難の応酬はヨルバ人にフラニ人への嫌悪感を増幅させ、ついにはフラニ人の代表ともいえるブハリ大統領にも批判を向かわせることにもなった。ヨルバランドでのブハリ政権批判は、オシンバジヨ副大統領がヨルバ人であるにもかかわらず激しくなり、政権もそれを無視することができなくなってきた。

さらに2023年の大統領選挙にむけてアモテクンが持つ潜在的危険性も指摘されるようになってきた。二大政党（APCとPDP）のあいだでは大統領輪番制¹⁵は一定のコンセンサスを得ており、不確定要素はあるものの次の選挙で選出される大統領は南部出身者ということになっている。もしこのコンセンサスが守られるとすれば、両党は大統領候補者を南部から選ぶことになる。しかしながら、南部のどの地域から選出するかは全く白紙である。このような状況のなかで一部の州

¹⁴ 2017年9月に自宅を急襲され行方不明となったカヌは、2018年10月にイスラエルで突如メディアの前に姿を現し、その後ロンドンに移りIPOBの運動を再開している。

¹⁵ 大統領を南部と北部で交互に出すという制度で、1999年に政権党となった人民民主党（People's Democratic Party: PDP）の綱領に明記されている。輪番の周期年数は決められていないが、2期8年を限度に南北間で輪番する「了解」がPDP内部では定着している。APCの綱領にはこのような規定はないが、輪番制を無視することは容易ではないと思われる。



知事が自警団を保持するのは、大統領予備選挙の公正な実施の妨げになるのではないかと危惧する意見が出はじめているのである¹⁶。

まとめにかえて

本稿では、地域の治安を守る自警団として伝統的なヒョウの名を使って立ちあがってきたアモテクンの発足が、連邦政府のみが持つ警察権の侵害という疑いがかけられ遅れている状況を明らかにしてきた。遅ればせながらその活動がいよいよ本格化するかと思われた10月に国政を揺るがす新しい運動が立ちあがってきた。「SARS 廃止 (#EndSARS)」運動である。

SARS とは国家犯罪調査情報局に属する「対強盗特殊部隊」(Special Anti-Robbery Squad) のことで、武装強盗、自動車強盗、誘拐、家畜泥棒、銃がらみの犯罪などを調査し逮捕する権限を持つ秘密部隊である¹⁷。2020年6月にアムネスティ・インターナショナルは、SARS が行ってきた拷問や違法な処刑などの人権侵害に関する報告書を発表していた。そんななかの10月3日に南部のデルタ州でひとりの若者が SARS 隊員に撃たれる事件が起きた。その様子がビデオで撮られソーシャルメディアに流されると国内外の若者たちのあいだで#EndSARS のデモが始まり、海外に住むディアスポラたちにも反対運動が直ちに拡大したのである。

デモ参加者に対する軍や警察による発砲で何人かの死者が出るとデモ参加者はさらに増えた。事態を重く見たブハリ大統領は10月22日にテレビ演説を行い、SARS の解散と関係者の処罰を発表した。しかし#EndSARS が掲げた要求¹⁸にまともに応えるものとはなっておらずデモ参加者たちの怒りはさらに広がりを見せている(10月24日現在)。

既存の警察制度に対して「ノー」を突き付けた先達という意味においてアモテクンはこの#EndSARS に影響を与えたと言えよう。西部諸州の知事たちが国の警察制度に異議申し立てを行ったことは、警察の暴力的行為に悩まされていた人々に反対運動に参加する勇気を与え、人気アーティストなども含め多くの人たちが運動に参加した。西部諸州の知事たちもこの運動に理解を示し、自らもデモの現場や討論会場に出かけ、警察の発砲などで被害を受けた者への補償、デモ隊に発砲した警察官の特定、逮捕されているデモ参加者の即時釈放などを連邦政府に要求することを約束した。あたかもデモ参加者と共同戦線を組むかのような姿勢を見せたのである。

しかしここで注意すべきは、#EndSARS は警察制度の抜本的再編を要求する若者中心の運動であり民族主義的傾向を持たないという点である¹⁹。#EndSARS のデモに参加する若者たちの中には、既存の警察の外部組織として設立されたアモテクンに懐疑的な者もいる。アモテクンがデモ

¹⁶ 地方政府連盟 (Association of Local Government of Nigeria: ALGON) のオヨ州代表は、アモテクンの運営が公正に行われるよう州知事たちに要請を出している [Adeola 2020]。

¹⁷ 調査の恣意性や人権を無視した暴力的「捜査」が以前から人々の怒りを買っていた。

¹⁸ #EndSARS は組織化された運動ではなく人々の要求はまだ統一されていない。掲げられている要求をみると、逮捕者の即時解放、警察の暴力による犠牲者に対する補償、SARS の解体や警察官の再教育に始まって、連邦制度の見直し、議会解散までさまざまである。

¹⁹ ソーシャルメディアを使った#EndSARS 運動は、2019年の大統領選挙に立候補し選挙後「今こそ革命を (Revolution Now)」運動を進めているソウォレ (O. Sowore) のやり方と非常に近い。



鎮圧のために出動する軍や警察とどのような距離をとって行動するのかあるいはできるのかがいずれ問われることになると思われる。#EndSARS 運動が急拡大してくるなかで西部諸州の知事たちはアモテクンに関する発言を控えはじめている。#EndSARS 運動がどちらの方向に展開していくのかを固唾を飲んで見ているのであろう。

連邦制問題を目覚めさせたアモテクンの今後を見るうえでこの#EndSARS 運動は目を離せないものになってきたのだが、それについては論を改めて考察することにしたい。

参考文献

〈日本語文献〉

- 池谷和信 1993. 「ナイジェリアにおけるフルベ族の移牧と牧畜経済」『地理学評論』66A-7, 365-382.
 島田周平 1992. 『地域間対立の地域構造——ナイジェリアの地域問題——』大明堂
 ——2019a. 「ナイジェリアの選択——大統領選と示されたメッセージ——」『世界』(920) 221-227.
 ——2019b. 『物語 ナイジェリアの歴史——「アフリカの巨人」の実像——』中央公論新社
 玉井隆 2019. 「2019年ナイジェリア国政選挙——ブハリ大統領再選の背景と今後の課題——」『アフリカレポート』(57) 73-79.
 室井義雄 2015. 「ナイジェリアにおける石油戦争——国家・少数民族・環境汚染——」『専修大学社会科学研究所月報』(622) 1-88.
 望月克哉 2006. 「ナイジェリアにおける住民対立と人間の安全保障」望月克哉編『人間の安全保障の射程——アフリカにおける課題——』アジア経済研究所 95-108.

〈外国語文献〉

- Abubakar, Shina 2020. "Amotekun Corps: Osun Assembly Confirms Aderibigbe, Adewimbi as Board Chairman, Corps Commandant." *Vanguard*, July 28 (<https://www.vanguardngr.com/2020/07/amotekun-corps-osun-assembly-confirms-aderibigbe-adewimbi-as-board-chairman-corps-commandant/>).
- Adebayo, A. G. 1990. "Taming the Nomads: The Colonial State the Fulani Pastoralists and the Production of Clarified Butter Fat (C.B.F) in Nigeria" *Transafrican Journal of History* 20: 190-212.
- Adeola, Badru 2020. "Oyo Algon Wants Amotekun Subject to Democratic Control." *Vanguard*, January 17 (<https://www.vanguardngr.com/2020/01/oyo-algon-charges-swast-govs-to-subject-amotekun-to-democratic-control/>).
- Ajayi, Ola 2020. "Amotekun to Employ 3,000 Personnel in Oyo." *Vanguard*, July 23 (<https://www.vanguardngr.com/2020/07/amotekun-to-employ-3000-personnel-in-oyo/>).
- Akerjiir, Anastasia Sandra 2018. *Increasing Farmer-Herder Conflict in Nigeria: An Assessment of the Clashes Between the Fulani Herdsmen and Indigenous Farmers in Ukpabi-Nimbo Community Enugu State*. Wageningen: M. A. Dissertation, International Development Studies, Wageningen University & Research.
- Amnesty International 2018. *Harvest of Death: Three Years of Bloody Clashes Between Farmers and Herders in Nigeria*. Abuja: Amnesty International.
- Anaba, Innocent, Kingsley Omonobi, Henry Umoru, Ikechukwu Nnochiri, Joseph Erunke and Enyim Enyim 2016. "Enugu Attacks: Northern Senators Warn Govs, Other Leaders." *Vanguard*, May 5 (<https://www.vanguardngr.com/2016/05/enugu-attacks-northern-senators-warn-govs-leaders/>).
- Basiru, Adeniyi S. and Olusesan A. Osunkoya 2019. "Vigilante Groups and Policing in a Democratizing Nigeria: Navigating the Context and Issues." *Brazilian Journal of African Studies* 4(8): 179-199.
- Berry, S. S. 2001. *Chiefs Know Their Boundaries: Essays on Property, Power, and the Past in Asante 1986-1996*. Portsmouth: Heinemann.
- Daily News 2019. "Herdsmen Kill Afenifere Leader, Pa Fasoranti's Daughter." July 12 (<https://www.pmnnewsnigeria.com/2019/07/12/herdsmen-kill-afenifere-leader-pa-fasoranti-daughter/>).
- Dickson, Cinjel Nandes, Ugwoke Chikaodilli Juliet, Amina Ibrahim 2019. "Can Two Wrongs Make a Right? Herders and Farmers Conflicts on the Plateau: The Study of Barkin Ladi Local Government Area, 2001-2018." *International Journal of Academic Multidisciplinary Research* 3: 33-42.
- Falola, Toyin ed. 2005. *Igbo History and Society: The Essays of Adiele Afigbo*. Trenton NJ: Africa World Press.
- Fani-Kayode, Femi 2016. "Fulani Cows, Grazing Reserve Bill and the Looming Trouble." *Vanguard*, April 24 (<https://www.vanguardngr.com/2016/04/fulani-cows-grazing-reserve-bill-looming-trouble/>).
- Fricke, Werner 1979. *Cattle Husbandry in Nigeria: A Study of Its Ecological Conditions and Social-Geographical Differentiations (Heidelberger geographische Arbeiten)*. Heidelberg: Heidelberg Geographical Institute.
- Gabriel, Ngbea Terwase and Ngbea Tersoo Joseph 2019. "Political and Religious Implications of Herdsmen and Farmers



- Crisis in Nigeria.” *International Journal of Research in Humanities and Social Studies* 6(I.2): 1-12.
- Good Governance Africa 2018. “The End of the Road?” November 23 (<https://gga.org/tag/miyetti-allah-cattle-breeders-association/>).
- Iro, Ismail n.d. “Grazing Reserve Development: A Panacea to the Intractable Strife Between Farmers and Herders.” (<http://www.gamji.com/fulani8.htm>)
- Johnson, Dayo, Dapo Akinrefon, Peter Duru, Ola Ajayi, Henry Ojelu and James Ogunnaike 2020. “Amotekun: We’re Considering Similar Outfit — Middle Belt.” *Vanguard*, January 16 (<https://www.vanguardngr.com/2020/01/amotekun-were-considering-similar-outfit-m-belt/>).
- Johnson, Dayo, Dapo Akinrefon, Shina Abubakar and James Ogunnaike 2020. “Delay in Amotekun Take-Off: Armed Robbers, Kidnappers on the Prowl Again.” *Vanguard*, May 8 (<https://www.vanguardngr.com/2020/05/delay-in-amotekun-armed-robbers-kidnappers-on-the-prowl-again/>).
- Majekodunmi, A. O., A. Fajinmi, C. Dongkum, A. P. M. Shaw, and S. C. Welburn 2014. “Pastoral Livelihoods of the Fulani on the Jos Plateau of Nigeria.” *Pastoralism: Research, Policy and Practice* (<https://doi.org/10.1186/s13570-014-0020-7>).
- Meagher, K. 2007. “Hijacking Civil Society: The Inside Story of the Bakassi Boys Vigilante Group of South-Eastern Nigeria.” *Journal of Modern African Studies* 45(1): 89-115.
- Mehta, L., M. Leach, and I. Scoones 2001. “Editorial: Environmental Governance in an Uncertain World.” *IDS Bulletin* 32(4): 1-9.
- Nigeria Stability and Reconciliation Programme 2016. *Sharia Implementation in Northern Nigeria over 15 Years: Policy Brief No. 2; The Case of Hisbah*. British Council. (<https://www.qeh.ox.ac.uk/sites/www.odid.ox.ac.uk/files/Sharia%20-%20POLICY%20BRIEF%20TWO%20Final%20Version.pdf>)
- Nnochiri, I. and C. Onuegbu 2020. “Senior Lawyers, PANDEF Flay FG on bid to Control Regional Security Outfits” *Vanguard*, August 28 (<https://www.vanguardngr.com/2020/08/senior-lawyers-pandef-flay-fg-on-bid-to-control-regional-security-outfits/>).
- Ojelu, Henry 2020. “Constitutional Implication of Operation Amotekun.” *Vanguard*, January 10 (<https://www.vanguardngr.com/2020/01/constitutional-implication-of-operation-amotekun/>).
- Okoli, A. C. and G. A. Atelhe 2014. “Nomads Against Natives: A Political Ecology of Herder/Farmer Conflicts in Nasarawa State, Nigeria.” *American International Journal of Contemporary Research* 4(2): 76-88.
- Oraetoka, Emeka 2020. “Insecurity: Matters Arising from Gambari’s View on Amotekun.” *Vanguard*, July 2 (<https://www.vanguardngr.com/2020/07/insecurity-matters-arising-from-gambaris-view-on-amotekun/>).
- Pratten, David 2007. *The Man-Leopard Murders: History and Society in Colonial Nigeria*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- 2008. “The Politics of Protection: Perspectives on Vigilantism in Nigeria.” *Africa* 78(1): 1-15.
- 2010. “Narratives of Selfhood & Security in Nigeria.” In Kirsch, T. G. & T. Gratz eds. *Domesticating Vigilantism in Africa*. Rochester: James Currey: 118-138.
- SBM 2016. *Death and the Herdsmen* (https://sbmintel.com/wp-content/uploads/2016/03/201604_Herdsmen-attacks.pdf).
- Soni, Daniel, Dayo Johnson, Dapo Akinrefon, Johnbosco Agbakwuru and Olayinka Ajayi 2020. “Amotekun: Confusion as Malami Differs with Osinbajo, South -West Govs.” *Vanguard*, January 24 (<https://www.vanguardngr.com/2020/01/amotekun-confusion-as-malami-differs-with-osinbajo-south-west-govs/>).
- Vanguard* 2020. “Ekiti Attorney General Submits Draft Bill on Amotekun to Fayemi.” February 10 (<https://www.vanguardngr.com/2020/02/ekiti-attorney-general-submits-draft-bill-on-amotekun-to-fayemi/>).

(しまだ・しゅうへい／名古屋外国語大学教授／京都大学名誉教授／アジア経済研究所名誉研究員)

